令和５年度　一般廃棄物最終処分場（地下水質）

1	設置主体名	利根東部衛生施設組合
2	施設名	一般廃棄物最終処分場

４　地下水等に係る確認項目

根拠	No	検査項目	単位	一律基準 基準値※1	一律基準 回数(/年)	採水日		採水日		採水日		採水日		採水日		採水日		採水日	
						4月6日		4月6日						10月5日		10月5日			
						地下水採取場所※2※3／地下水質※4													
		周縁地下水又はシート下地下水				地点1(上)		地点2(下)		地点1(上)		地点2(下)		地点1(上)		地点2(下)		地点1(上)	地点2(下)
A	1	アルキル水銀	mg/ℓ	未検出	1以上	＝	未検出	＝	未検出					＝	未検出	＝	未検出		
A	2	総水銀	mg/ℓ	0.0005	1以上	＜	0.0005	＜	0.0005					＜	0.0005	＜	0.0005		
A	3	カドミウム	mg/ℓ	0.003	1以上	＜	0.0003	＜	0.0003					＜	0.0003	＜	0.0003		
A	4	鉛	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.005	＜	0.005					＜	0.005	＜	0.005		
A	5	六価クロム	mg/ℓ	0.05	1以上	＜	0.01	＜	0.01					＜	0.01	＜	0.01		
A	6	砒素	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.005	＜	0.005					＜	0.005	＜	0.005		
A	7	全シアン	mg/ℓ	未検出	1以上	＝	未検出	＝	未検出					＝	未検出	＝	未検出		
A	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	未検出	1以上	＝	未検出	＝	未検出					＝	未検出	＝	未検出		
A	9	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.0005	＜	0.0005					＜	0.0005	＜	0.0005		
A	10	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.0005	＜	0.0005					＜	0.0005	＜	0.0005		
A	11	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02	1以上	＜	0.002	＜	0.002					＜	0.002	＜	0.002		
A	12	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002	1以上	＜	0.0002	＜	0.0002					＜	0.0002	＜	0.0002		
A	13	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004	1以上	＜	0.0004	＜	0.0004					＜	0.0004	＜	0.0004		
A	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1	1以上	＜	0.002	＜	0.002					＜	0.002	＜	0.002		
A	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04	1以上	＜	0.004	＜	0.004					＜	0.004	＜	0.004		
A	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1	1以上	＜	0.0005	＜	0.0005					＜	0.0005	＜	0.0005		
A	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006	1以上	＜	0.0006	＜	0.0006					＜	0.0006	＜	0.0006		
A	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002	1以上	＜	0.0002	＜	0.0002					＜	0.0002	＜	0.0002		
A	19	チウラム	mg/ℓ	0.006	1以上	＜	0.0006	＜	0.0006					＜	0.0006	＜	0.0006		
A	20	シマジン	mg/ℓ	0.003	1以上	＜	0.0003	＜	0.0003					＜	0.0003	＜	0.0003		
A	21	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02	1以上	＜	0.002	＜	0.002					＜	0.002	＜	0.002		
A	22	ベンゼン	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.001	＜	0.001					＜	0.001	＜	0.001		
A	23	セレン	mg/ℓ	0.01	1以上	＜	0.002	＜	0.002					＜	0.002	＜	0.002		
A	24	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05	1以上	＜	0.005	＜	0.005										
A	25	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.002	1以上	＜	0.0002	＜	0.0002										
B	26	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	－	1以上														

注）１．※1　廃止の際の基準である。

２．※2　地下水採取場所は、様式６－１のNo.6～10の記載「地点1(上)」、「地点2(下)」と、統一がとれていること

３．※3　地下水採取場所が、埋立地上流「地点1(上)」と埋立地下流「地点2(下)」でない場合（例：地下水集排水設備）は、その旨適宜記入を変えること。

４．※4　地下水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に"＜"を記載し右欄に定量下限値を記載すること。

＜根拠法令等＞

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令